

府子本第 236 号
平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

「市町村における児童手当関係事務処理について」の一部改正について

市町村における児童手当関係事務については、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 27 年 12 月 18 日府子本第 430 号本職通知。以下「統括官通知」という。）により行われているところですが、今般、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が一部改正され、本年 4 月 1 日より施行されることになったこと等に伴い、統括官通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することとしましたので通知します。